

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人の子である〇〇さん（以下「本人」という。）に対し、交付の日付を平成31年2月20日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分について、総合判定3度への変更を求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように、本件処分の違法性・不当性を主張している。

心障センターに3度から4度への変更理由を聞いたら「総合的な判断」との答だった。しかし、総合的ではなく知能指数のみの決定だと思われる。心障センターでの面接の際の聞き取りにおいても、

判定員の主観的な質問の仕方や、私どもの話したことへの受け取り方が客観的ではなくて、不信感が残った。聞き取りへの不足も感じたので、判定の公正さに不服がある。

面接時の聞き取りにおいて、判定員からは、請求人が話したことに対し、それを反論するような言葉がいくつもあった。本来ならば判定員は聞き取りに対しては客観的な受け取りをすべきなのに、自分なりの主観を打ち出していると感じた。よって、正確な判定になっていなかったという不信感が残った。

また、日常生活をする上でどのような支障があるのかも聞き取りがされなかった。健康面の聞き取りもなく聞き取りは不十分だった。そのため、判定基準である日常生活、社会性、言語能力などのスコアが高く影響されてしまっていると思われる。

行政サービスなどは、手帳の度数で決まるものが多く、このままだとサービスの変更もあり得るので、3度への変更を求める。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年9月12日	諮問
令和元年10月29日	審議（第38回第4部会）
令和元年11月26日	審議（第39回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## 1 要綱等の定め

(1) 都要綱 1 条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合にあっては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び都要綱 4 条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び当該知的障害者が 18 歳以上である場合は都要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙 1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当す

るもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

(3) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条の規定を準用するとしている。

(4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 本人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について、処分庁による説明も参考とした上で、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー式による知能検査の結果は、IQ59と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

#### イ 「知的能力」について

検査において、小学校低学年～中学校程度の漢字の読みが可能である。また、繰り上がり、繰り下がりのある四則演算を誤りなくスムーズに回答している。また、申請書の記入において、本人欄の記載を、一部（住所及び電話番号）請求人に教わりながらも正しく記入できた。

以上により、個別判定基準表における「テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

#### ウ 「職業能力」について

面接における聴取では、高校卒業後は在学中に実習した〇〇に障害枠で勤務予定とのことであった。同実習時に「スキャナー処理、仕分け、テプラ、紙折り、制服切り」等事務補助に従事した。また、学校での木工作業では、寄木作りややすりがけをしていたと話している。

以上により、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

#### エ 「社会性」について

請求人によると、学校では他人に言われたことに言い返せず先生を介したやりとりになる。また、困難時に他者に助けを求めることができるが無関係の人に話しかけるのが心配、とのことであった。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

#### オ 「意思疎通」について

学校での友達との会話で先生が間に入る場面があるというもの、面接の場面では、大きめの声でやや抑揚のないしゃべり

方ながら、出身校や通学方法、学校での出来事等について答えることができ、医学的判定の場面でも、自分の来所経路の説明ができるなど、会話が成立していた。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

#### カ 「身体的健康」について

面接時の聴取によると、現在は、1～2年に1回の頻度で〇〇にかかる程度で定期的な服薬は要さず、落ち着かない際には市販の漢方薬で対応しているとのことであった。

以上により、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

#### キ 「日常行動」について

面接時の聴取によると、テレビで嫌な場面が出るとパニックになり、叱責されると自室へ移動したり大声を出す等の行動があり、また、請求人に対し叩こうとするのを止めたり、ささくれをいじる自傷があるなどの行動が見られるものの、強いストレスがかかった際には、深呼吸をするなどの本人なりの対応を取ろうとし、また、毎日6時に起床し、9時に就寝するなど、生活のリズムは整っている。

以上により、個別判定基準表における「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の区分ないし「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」の区分に相当するものとして、3度と4度の中間程度と判定されている。

#### ク 「基本的生活」について

尿意や便意を催してからぎりぎりまで我慢してトイレに駆け込むため便器周辺を汚すことがある、歯磨きを何度もするので歯磨き粉がすぐになくなるほどであり声かけを要する、爪切り

については爪噛みがあることなどの陳述があったものの、食事は用意されたものを自分で食べる、着脱衣は用意されたものを概ね間違えずに1人で行う等、不完全ながら自立している。

また、通学は乗り慣れた路線バスを利用し15分の距離を単独で通っており、実習先にも数回練習し路線バスで単独通所したとのことだった。

以上により、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

#### ケ 小 括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中6項目（知能測定値、知的能力、職業能力、意思疎通、身体的健康及び基本的生活）が4度（軽度）、同じく1項目（社会性）が3度（中度）、1項目（日常行動）については「4度と3度の中間」（軽度～中度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、本人に対する面接等及び請求人からの聞き取り調査により得られた所見に基づくものであるところ、これらから得られる本人の状態について、項目ごとに適切に判定したものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、特に不相当とすべき点を指摘することはできない。

そうとすると、全体としては、「プロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するとするのが相当である。

#### (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害、軽度自閉傾向」と、心理学的所見欄には「CA18 MA9:6 IQ59 鈴木ビネー改訂版」と、社会診断所見欄には「本人状況に合わせた生活支援が望まれる。」と、それぞれ記載されている。

### (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、本人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当である。

したがって、本件判定書及び本件申請書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があると認めることはできない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、本件処分の基礎となった面接等における心障センター職員の本人及び請求人に対する接し方に不服を述べ、さらに、本件判定書において示されているプロフィール各項目の障害程度の当てはめについて、処分庁が説明するところに対し、疑問を呈しており、ひいては本件処分に誤りがあると主張するものと認められるので、これについて以下検討する。

まず、請求人は、判定が「知能指数のみの決定だと思われる」、「知能指数以外は4度に到達していないと思います」とするが、本件判定書の記載からは、知能指数以外の各プロフィールを参考に4度の総合判定がなされているものと認められる。

また、請求人は、面接時に、本人の日常での状況について、具体的に説明した事項として、学校で子供同士の意思疎通はできないこと、一方的に自分のわかることだけを話して会話は成り立たないこと、テレビCMを怖がってパニックを起こすこと、爪切りはできず強迫神経症のため血が出るまで爪をかじること、排便後の処理、歯磨き、入浴、着替え等について、介助がないと適切にできないこと、買い物をしても釣銭にまで意識が回らないこと等、困難な状況が多々あることをあげている。そして、これに対して、聞き取りを



行った判定員の受け止め方が客観的ではなく、主観的な解釈をしているとの不信感を抱かせるもので、判定が適切になされていないと主張している。

しかし、心障センターの職員は、日常的に知的障害者と接して、面接等を行うことをその職務の一つとしていることからすると、たまたま本件の場合において、特に請求人の言うように、日常生活、社会性、言語能力（意思疎通）などにおいて、職員が主観的な見地に基づいて、本人の能力の範囲を過大に評価して、不正確な判定が行われるような特異な状況にあったということとはできないと考えられるものであって、また判定内容は、面接等における請求人の説明を無視したものではなく、請求人の説明と矛盾するような判定がなされているとは認めることができない。

- 4 したがって、上記 2 及び 3 で述べたとおり、本件処分において取消し又は変更をすべき違法若しくは不当な点があるということとはできない。

なお、本件においては、請求人が審査請求をしている。請求人は愛の手帳交付（更新）申請者ではないが、本審査会は本件を法定代理人親権者が審査請求をした案件として取り扱ったことについて付言する。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2 (略)